

長野県宿泊税に係る宿泊事業者向け説明会を県下 10 会場で開催します

令和8年6月導入予定の長野県宿泊税について、宿泊事業者の皆様を対象とした説明会を次のとおり開催します。

1 参加者

長野県内に所在する宿泊施設（旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設）の経営者及びその関係者

※ 独自に宿泊税導入を予定している市町村（松本市、軽井沢町、白馬村、阿智村、野沢温泉村）は県宿泊税も併せて徴収する予定のため、当該市町村に所在する宿泊施設の皆様には、それぞれの市町村から説明等を行う予定です。

2 会場及び開催日程

会場	開催日	開催時間
長野県大町合同庁舎 講堂（大町市大町 1058-2）	11月17日(月)	13:30~15:00 (受付 13:00~)
長野県佐久合同庁舎 講堂（佐久市跡部 65-1）	11月18日(火)	
長野県庁 講堂（長野市大字南長野字幅下 692-2）	11月20日(木)	
長野県諏訪合同庁舎 講堂（諏訪市上川 1-1644-10）	11月25日(火)	
長野県飯山庁舎 大会議室（飯山市大字静間 1340-1）	11月27日(木)	
長野県松本合同庁舎 講堂（松本市島立 1020）	11月28日(金)	
長野県伊那合同庁舎 講堂（伊那市荒井 3497）	12月2日(火)	
長野県木曽合同庁舎 講堂（木曽郡木曽町福島 2757-1）	12月5日(金)	
長野県上田合同庁舎 講堂（上田市材木町 1-2-6）	12月8日(月)	
長野県飯田合同庁舎 講堂（飯田市追手町 2-678）	12月10日(水)	

3 内容

特別徴収義務者としての登録申請、申告納入、帳簿、書類の備付け・保存等について



長野県直営 共創型ふるさと納税受付サイト

ガチ(本気)でより良い長野県を皆さまと共に創るサイト



(問合せ先)

総務部 税務課 課税係

担当 : 北村、山岸

電話 : 026-235-7048 (直通)

FAX : 026-235-7497

E-mail : zeimu@pref.nagano.lg.jp